

## 議案第 35 号

### 日の出町がん医療費の助成に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 22 年 6 月 2 日提出

日の出町長 橋 本 聖 二

#### (提案理由)

がん患者の医療費の負担を軽減するとともに、がんの早期発見、早期治療、早期回復を期するため、本案を提出する。

### 日の出町がん医療費の助成に関する条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、がんによる医療費（以下「医療費」という。）負担が、当該がん患者及びその家族の日常生活に多大な影響を及ぼしている状況に鑑み、がん医療費の助成を行うことにより、経済的不安の軽減を図り、医療に専念し、早期社会復帰を図れるよう支援することを目的とする。

#### (対象者)

第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）その他規則で定める法令（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 日の出町（以下「町」という。）に引き続き 3 年間居住し、かつ同期間住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条に規定する町の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条第 1 項に規定する町の外国人登録原票に登録されている者
- (2) 15 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 75 歳未満の者
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けていない者

(助成の範囲)

第3条 町は、対象者に対し、がん治療により療養の給付が行われた場合における医療費のうち、医療保険各法の規定による被保険者が負担すべき額(病院又は診療所への入院時における食事療養及び生活療養に係る標準負担額相当額を除く。)を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(認定証の交付)

第4条 対象者が、医療費の助成を受けようとするときは、日の出町長(以下「町長」という。)に認定証の交付を申請し、町長は規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する認定証を交付する。ただし、対象者に告知されていない場合等については、対象者の親族等の申請に基づき、親族等の内から町長が代理人として適正と認める者に対し認定証を交付する。

(助成の方法)

第5条 医療費の助成は、対象者又は代理人が医療費助成の申請を町長に対し行うものとする。町長は適正と認めた場合、第3条に定める額を対象者又は代理人の指定する金融機関の口座に振込むものとする。

(届出義務)

第6条 対象者又は代理人は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 対象者又は代理人は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第8条 偽りその他の不正又は不当な行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、町長は、その者から当該助成を受けた額を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。